

2018年7月11日(水)

10:00～17:00

(開場9:30)

注目される6月の最高裁判決2件についても分析・解説します

法的視点からみた働き方改革の現状と実務対応策



講師 石寄 信憲氏

弁護士・石寄・山中総合法律事務所

明治大学法学部卒業。1975年司法試験合格、78年弁護士登録。以後、労働事件を経営者側代理人として手がける。02～04年司法制度改革推進本部労働検討委員会委員、02年10月～10年5月日弁連労働法制委員会副委員長。現在、経営法曹会議常任幹事。著書は、『労働行政対応の法律実務』『就業規則の法律実務(第4版)』『健康管理の法律実務(第3版)』『非正規社員の法律実務(第3版)』『賃金規制・決定の法律実務』『個別労働紛争解決の法律実務』『労働契約解消の法律実務(第2版)』『懲戒権行使の法律実務(第2版)』『労働時間規制の法律実務』『管理職活用の法律実務』『配転・出向・降格の法律実務(第2版)』『メーカーのための業務委託活用の法務ガイド(第2版)』『立法プロセスから読み解く労働契約法』(以上、中央経済社)、『新改訂 人事労務の法律と実務』(厚有出版)、『労働法制からみた日本の雇用社会』(日本総研ビジコン) 等。

会場 日本経済新聞社日経ビル6階「日経・大手町セミナールーム1」
(日経カンファレンス&セミナールーム内)
東京都千代田区大手町1-3-7 TEL 03-3270-0251 (代表)

受講料 37,800円(消費税を含む)

セミナーのねらい

平成29年3月28日、政府が「働き方改革実行計画」を発表してから1年が経過しました。その間、この計画に挙げられた施策は、様々な形で進捗がみられています。一方で遅れているのは、法規制を必要とする時間外労働の上限規制や、同一労働同一賃金関連の法律の成立です。平成30年4月6日によろやく国会に法案が上程されたものの、種々の問題により成立そのものが危ぶまれています。この講座では、法成立を待たず働き方改革に取り組むべきと考える経営幹部、経営企画部門、人事部門の方を主対象に、現実に進行している働き方改革にともなう実務を解説します。法成立の方向が明らかになった場合は、同法を中心に働き方改革の実務対応策に踏み込んでお伝えします。

※最新情報をお伝えるため、内容を変更する場合があります。

● プログラム

○ 働き方改革関連法案の詳細

- (1) 総論＝雇用対策法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に題名変更)
- (2) 各論1(労基法一時間外労働上限規制関連)
- (3) 各論2(労基法・労安衛法・労働時間設定改善法一高度プロ制度等関連)
- (4) 各論3(パート法改正・労契法20条削除一同一労働同一賃金関連)
- (5) 各論4(派遣法一同一労働同一賃金関連)
- (6) 施行時期

○ 関連法案に対する実務対応策

- (1) 上限規制と休日労働の活用
- (2) 量から質・実績での賃金支払方法の変更
- (3) 労契法20条(私法)からパート法8条(行政法)への移行の影響
- (4) パート法9条(均等規定)の適用回避のための実務
- (5) 中小企業への配慮規定の附則への追加と労基署対応

○ 働き方改革とは

- (1) 国民の「働き方」の自己決定の尊重
- (2) 国は(1)の実現に向けて支援
- (3) 国は企業に(1)の実現に向けて要請・規制
- (4) (3)の規制内容(同一労働同一賃金・時間外労働の上限規制)
- (5) 憲法25条(生存権)→14条(差別禁止)→13条(個人の尊重)
- (6) 働き方改革の進捗状況

○ 長時間労働の是正

- (1) 人口減少社会における女性労働力利用に向けた弊害の除去
- (2) ワーク・ライフバランス(時間外・休日労働、休暇取得の行方)
- (3) 三六協定と届出用紙(様式第9号)との区別
- (4) 三六協定の締結の重要ポイント
- (5) 過重労働の防止

○ 公正な待遇の実現

- (1) 正社員の賃金決定基準(勤続・能力・実績・成果)
- (2) 非正規社員の賃金決定基準(職務内容・地域相場)
- (3) 非正規社員の(2)決定基準の改革による公正処遇
- (4) 非正規社員の待遇改善と正社員の待遇切下げ(日本郵便の例)

○ 労契法20条の裁判例からみる「均衡処遇」の行方～6月の最高裁判決2件の判断内容を分析する～

- (1) ハマキョウレックス事件(大津地判H27.9.16)(通勤手当)
- (2) ハマキョウレックス事件(大阪高判H28.7.26)(無事故手当・作業手当・給食手当・通勤手当)
- (3) 長澤運輸事件(東京地判H28.5.19)(賃金・諸手当)
- (4) 長澤運輸事件(東京高判H28.11.2)(請求棄却)
- (5) メトロコマース事件(東京地判H29.3.23)(早出残業手当)
- (6) ヤマト運輸事件(仙台地判H29.3.30)(請求棄却)
- (7) 日本郵便(佐賀)事件(佐賀地判H29.6.30)(請求棄却)
- (8) 日本郵便(東京)事件(東京地判H29.9.14)(年末年始勤務手当・住居手当・夏期冬季休暇・病気休暇)
- (9) 日本郵便(大阪)事件(大阪地判H30.2.21)(年末年始勤務手当・住居手当・扶養手当)
- (10) 大阪医科大学事件(大阪地判H30.1.24)(請求棄却)
- (11) A会事件(新潟地判H30.3.15)(請求棄却)

○ パート法9条の裁判例から見る「均等待遇」の行方

- (1) ニヤクコーポレーション事件(大分地判H25.12.10)
- (2) 京都市立浴場運営財団ほか事件(京都地判H29.9.20)

○ 無期転換権行使関連の現状

- (1) 更新上限・不更新特約(大学関係)
- (2) 6か月以上のクーリング期間の設定(自動車関係)
- (3) 2018年問題の現状とその行方
- (4) 新労働条件設定と就業規則の効力

ビジネス英語・語学

エグゼクティブ

技術と経営

経営・マネジメン

コミュニケーション

マーケティング・企画開発

会計・財務分析

戦略思考・問題解決

人事・労務・総務

ビジネス法律

ビジネス新潮流

ビジネス英語・語学

エグゼクティブ

技術と経営

経営・マネジメン

コミュニケーション

マーケティング・企画開発

会計・財務分析

戦略思考・問題解決

人事・労務・総務

ビジネス法律

ビジネス新潮流